

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会 議 年 月 日	令和6年3月25日（月曜日）		
開 会	午前10時3分	閉 会	午前10時16分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出 席 委 員 （7名）	委 員 長 星見 健蔵 副 委 員 長 秋山 智博 委 員 坂根 政代 谷口 明子 岩永 安子 西村紳一郎 寺坂 寛夫		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 議 員	なし		
事 務 局 職 員	局 次 長 植田光一 局 長 補 佐 毛利 元		
出席説明員	【福祉部】 福 祉 部 長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課指導監査室長 山形 孝史		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時3分 開会

【福祉部】

◆**星見健蔵委員長** ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。議案第41号鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についての訂正の件について、執行部より御説明をお願いします。藏増部長。

○**藏増祐子福祉部長** 福祉部藏増でございます。このたびは議案の訂正をお願いさせていただく事態に至りまして、大変申し訳ございませんでした。議案第41号鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についての条文に誤りがあることが判明したために、訂正をお願いさせていただくものでございます。このような事態に至りました原因は、担当部署はもちろんでございますが、他部署の法制担当と一緒に何人もの目で確認をしておりましたが、それでも見落としがあったものでございまして、条例文を改正していく段階での、国のとおりにするというような思い込みがあったところが大きかったのではないかというふうに考えております。これまで以上に細心の注意を払いまして、今後このようなことがないように努めてまいりたいというふうに考えております。

訂正の詳細につきましては、担当の室長より説明をさせていただきます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形でございます。このたびは議案訂正をお願いすることになりましたことを重ねておわびいたします。申し訳ありませんでした。今回訂正が必要となりました内容でございますが、お手元にお配りしました資料、A4で4枚物のつづりになっているものでございます。1ページ目におおよその概要について記載をさせていただいております。

経過でございますが、令和6年2月20日に提出いたしました先ほどの議案第41号に誤りがあることが判明いたしまして、鳥取市議会会議規則第19条第1項の規定によりまして訂正をお願いするものでございます。訂正する議案の件名でございますが、議案第41号鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正についてでございます。訂正する箇所でございますが、2ページ目に、はぐっていただきましたら訂正する箇所についてお示ししております。付議案30ページの下から5段目でございます。同項第4号中第27条第11項を第27条第10項に改め、までを削って削除するものでございます。

この削らなければならない理由でございます。鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第43条第2項を改正する規定でございますが、規定中に、この改める必要がない同項第4号について誤って記載したためでございます。これにつきましては、3ページ目に参考といたしまして、現在の鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の現状を抜粋してお示ししております。

関連してきます条項は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に係ります第27条10項と11項、それから記録の整備に関連いたします第43条の第2項第4号でございます。これが訪問看護報告書を引用いたします第27条10項を引用しております規定をお示ししているところでございます。国の基準省令でありますが、第27条11項を第27条10項に改めることになっておりますが、本市では平成24年の条例制定時において既に正しく記載しております。今回の改正は必要なかったものということになっております。現本市条例は、43条第2項第4号は既に第27条10項に規定する訪問看護報告書となっておるということでございます。ですので、改正をする必要はなかったということでございます。

それで参考でございますが、4ページ目に基準省令と市の条例の状況をお示ししております。左が国の基準省令、それから右が現在の市の条例でございます。基準省令の条と市の条例は必ずしも一致しておりませんので、その辺は御了解いただけたらと思います。下段のほうには国の基準省令の新旧対照表、それから市の条例の新旧対照ございまして、市の条例につきましては、先ほど申し上げましたように、第27条10項を規定するというふうな表現の仕方をしておりますので、特に新のほうに改正する必要はないということで御了解いただけたらというふうなことでございます。説明は以上でございます。

◆星見健蔵委員長 説明いただきました。これより本案について委員の皆様から質疑はございますか。よろしいですか。坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。説明ありがとうございます。ただし、私はこの経過を聞きましたけれど、その基となった、じゃあ、平成24年の条例をどうしてこのように見落としたのか。ちょっ

ここは、本当は腑には落ちません。実際、この24年につくられた条例と合わせての対比表なりがあらかじめできておれば、本来は見落とすことはなかったのではないかというふうな気もいたしております。

ただし、人間がやることですから、やはりどうしても見落としというところはあるかもしれません。そういう意味でいうと、承認というところについて大きく変更があるというところではないかもしれませんが、一度福祉委員会で議論されたものが、もう一度されるというようなことは避けねばならないというふうに思っております。今後やはりこういうことがないように、きちんと対処していただきたいということを申し上げておきたいと思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 御意見ということで。山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。指導監査室の山形でございます。確かに制定当時正しく記載されたものがなぜ新旧対照表の中に反映されてなく、今回こういう事態に至ったかというところでございますが、部長が御説明申し上げましたとおり、これも見落としとしてございまして、室としての考え方としまして、結局、基準省令を基にして市の条例を作成する段階において、前の基準省令の条文をそのまま流し込んで一部引用していたというところが間違いのもとというふうなことで考えております。

ですので、今後、手順それからチェックの仕方、それも見直ししまして、ダブルチェックがかかるような形で、今後このようなミスが生じないように努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◆星見健蔵委員長 そのほか。よろしいですか。それでは以上で質疑を終了とします。それでは今後の流れについて事務局のほうから説明をお願いしたいと。植田次長。

○植田光一事務局次長 はい。では、今後の流れについて御説明いたします。先ほど来から審議をいただいておりますとおり、3月18日付で議案の訂正請求書が提出され、先ほど本会議で承認をされております。それで、本来ですと委員会での議案審査という流れになるんですけれども、この議案につきましては、この説明のとおり3月14日の委員会で既に採決が終わっております。訂正内容も、先ほど御説明いただいたとおり、改正の必要がない部分の記載の誤りということでございます。ですので、議案の訂正請求書の内容のとおり議決したものとみなすことにしてよろしいか、または本来の議案審査とされるかというところについて御確認をいただければと思います。以上です。それで、委員会終了後には、本会議では委員長報告、質疑、討論、採決という通常の流れになりますので、それも併せてお願いいたします。

◆星見健蔵委員長 3月14日に議決した議案第41号鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正については、事件の訂正請求書の内容のとおり議決したものとみなすこととしてよろしいでしょうか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今回の訂正部分は、私は議案第41号について反対をいたしました。それで今回の訂正部分は、私が反対の理由として取り上げた部分とは直接には関わる内容ではありませんので、私の態度は反対の態度のままです。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。よろしいですか。それでは訂正請求書のとおり議決したものと、

一旦委員会としては認めさせていただきます。そのほか、委員の皆様から何か。坂根委員。

◆坂根政代委員 次に私が言う意見はこれ委員長報告に関わることになるんですが、今回のことは議決をしたけれど、実際はああいうふうに本議会のところで提案され、再度もう一回委員会を開くと、こういう事態になっております。とすれば、委員長報告のところで改めてやはり改正案等を示されて、今回の事案を受けて、担当課のほうより改正案等が出されて承認をしたというような、そういうようなこともちょっと触れる必要があるのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

◆星見健蔵委員長 事務局、いかがでしょうか。

○毛利 元局長補佐 本会議で1回訂正をしておりますので、その必要はないかなと思っております。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 私は議会の仕組みがまだ分かってないというところで御勘弁願いたいと思いますけれど、確かに議会ではそうかもしれません。しかし、聞いている市民にとっては何が起きているんだと、こういうことがあるのではないかなというふうに思ったもので、先ほどのちょっと意見を述べさせていただいたところです。ないということですので、それはそれでもう仕方がないかなと思っているところです。

◆星見健蔵委員長 それでは本会議場で改めて採決までということになっておりますので、お願いします。それでは以上をもちまして福祉保健委員会を終了します。

午前10時16分 閉会

令和 6 年 2 月定例会 福祉保健委員会

(その他の報告)

日時：令和 6 年 3 月 2 5 日（月）

本会議休憩中

場所：本庁舎 7 階第 1 委員会室

福 祉 部

1 その他の報告

- ・議案第 41 号 鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についての訂正の件